

半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十九号

半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例

半田市放課後児童クラブ施設設置条例（平成二十四年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

半田市亀崎放課後児童クラブ施設	半田市亀崎月見町三丁目十番地
-----------------	----------------

「」の条例は、令和八年三月一日から施行する。

附 則